

令和4年(ネ)第287号 国家賠償請求控訴事件  
控訴人(被控訴人 第一審原告) 三輪 唯夫 外3名  
被控訴人(控訴人 第一審被告) 岐阜 県

## 控 訴 準 備 書 面 ( 2 )

令和5年1月6日

名古屋高等裁判所 民事第2部De係 御中

被控訴人(控訴人 第一審被告) 岐 阜 県

訴訟代理人 弁 護 士 端 元 博 保  
同 弁 護 士 伊 藤 公 郎  
同 弁 護 士 池 田 智 洋

電話

FAX

### 第1 控訴第1準備書面に対する反論

- 1 一審原告らは、大垣警察署が、シーテック社を協力者に仕立てて、ことさらに一審原告ら個人に着目した情報を収集したとして、このような情報収集は、仙台高裁判決の判断枠組みに基づけば違憲・違法であると主張する。

しかし、本件情報収集の目的及び態様については、当方控訴理由書において述べたとおりであり、大垣警察署がシーテック社を協力者に仕立てて、ことさらに一審原告ら個人に着目した情報を収集したという主張は、一審原告らによる何ら根拠のない独自の见解に過ぎない。

したがって、当該独自の见解を前提とし、仙台高裁判決の判断枠組みに当てはめようとする一審原告らの主張は、失当である。

- 2 なお、仙台高裁判決は、一審原告らが主張するような「重要な視点は、活動に関する情報収集かそれとも特定の個人に着目しての情報収集か、という点である」などといった趣旨の判示は一切していないことを付言しておく。

## 第2 控訴第2準備書面に対する反論

一審原告らが引用するGPS捜査について判示した最高裁判決は、当方控訴答弁書において述べたとおり、GPS捜査が「個人のプライバシーの侵害を可能とする機器をその所持品に秘かに装着することによって、合理的に推認される個人の意思に反してその私的領域に侵入する捜査手法である」として、その侵害態様が強制処分に当たると判断したものであり、警察による情報収集活動や情報の保有を違法としたものではない。

このように、一審原告らの主張は独自の見解を繰り返すのみで、失当である。

以上